

特 定 建 設 作 業 工 程 表

作業期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

規制対象		年月日	令和 年 月			令和 年 月			令和 年 月			令和 年 月				
			10	20		10	20		10	20		10	20			
騒音	県	騒音規制法	1	くい打機等を使用する作業												
			2	びょう打機を使用する作業												
			3	さく岩機を使用する作業												
			4	空気圧縮機を使用する作業												
			5	コンクリートプラント等を設けて行う作業												
			6	バックホウを使用する作業 注1												
			7	トラクターショベルを使用する作業 注2												
			8	ブルドーザーを使用する作業 注3												
	音	条	例	6	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業											
				7	コンクリートミキサー等を使用する作業											
8				コンクリートカッターを使用する作業												
9				ブルドーザー等を使用する作業												
振動	振動規制法	県条例	1	くい打機等を使用する作業												
			2	鋼球を使用して破壊する作業												
			3	舗装版破碎機を使用する作業												
			4	ブレーカーを使用する作業												
備考			<p>※日曜日その他の休日は作業禁止</p> <p>騒音・振動の防止方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事の目的・内容等、付近住民に説明し、理解、協力を得るようにする。 2 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時には迅速に対応する。 3 整備点検を十分行う。 4 能率よく行き、時間の短縮に勤める。 5 不必要な高速運転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間はエンジンを切る。 6 運搬道路は、民家や歩行者が多いところをできる限り避ける。 7 待機場所は、付近に影響が少ないよう十分配慮して選ぶ。 													
<ol style="list-style-type: none"> 1 「法」と「条例」の両方に該当する場合は「法」による届出をしてください。 2 作業場所が工業専用地域の場合は「条例」による届出をしてください。 3 添付書類として作業場所付近の見取図が必要です。 																